

# 農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方 農業委員会へご相談ください

## 『農地法第3条』の許可

『農地法第3条』の許可農地の売買、贈与、貸借等には『農地法第3条』に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

## 『農地法第3条』の主な許可基準

『農地法第3条』に基づく許可を受けるには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・権利を取得しようとする農地を含め、所有している農地または、借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。（全部効率利用要件）
- ・法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。（農地所有適格法人要件）※
- ・権利を取得しようとする農地周辺の農地利用に影響を与えないこと。（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心にすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

賃貸借の権利を取得するのであれば、一般の法人でも、一定の制限のもと許可を受けることができます。

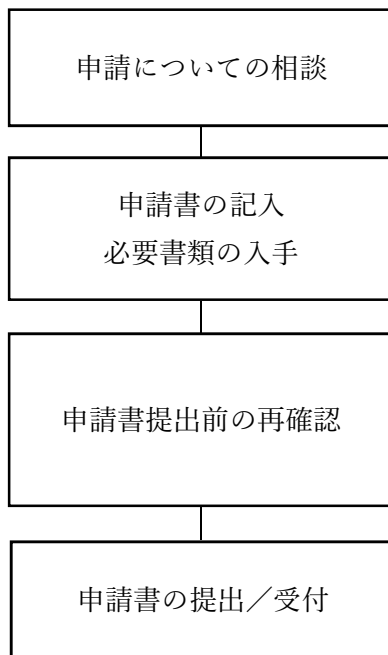
詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

## 『農地法第3条』許可事務の流れ

- ・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、その要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・農業委員会では、申請の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を15日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



※農業委員会事務局までお越しいただくか、  
お電話をお願いいたします。

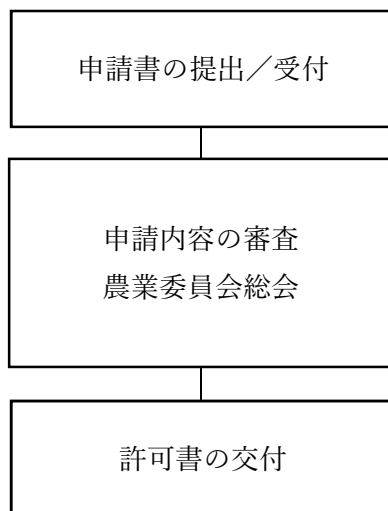
【川越市元町1丁目3番地1 TEL:224-6134】

※申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。  
※必要添付書類一覧表をご参照ください。

※記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度ご確認ください。

※御足労ですが、農業委員会事務局までお越しください。

### 農業委員会の流れ (申請書の受付から許可書の交付までの事務処理標準期間は15日です。)



※申請内容にもれがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。

※農業委員会総会にて、許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

※御足労ですが、農業委員会事務局までお越しください。